

公布された規則のあらまし

◇大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

大麻草の栽培の規制に関する法律等の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第2条、様式第1号～様式第8号関係）

2 施行期日

この規則は、令和7年3月1日から施行することとしました。